

残留措置基準

発注者別評価点(主観点)の加点により等級が上位に格付けされる場合のみ、事前申請をしていただくことで、元の等級(総合評定値のみで格付けした場合の等級)に留まることができます。これまでと同規模の入札参加を希望する場合は、別紙「残留措置適用申請書」を提出してください。

申請期間：令和5年2月1日から令和5年4月28日12時まで（必着）

<事業者の格付けイメージ>

土木一式工事の場合

事業者名	客観点	主観点	総合点数	完成工事高	残留措置希望	等級	備考
〇〇建設	790点	14点	804点	6,500万円	〇	B	総合点数804点はA等級に相当するが、残留措置を希望するためB等級とする
土建	745点	12点	757点	4,000万円		B	総合点数757点、完成工事高4,000万円、残留措置を希望しないためB等級とする
□□組	695点	11点	706点	3,000万円	〇	D	総合点数706点はC等級に相当するが、残留措置を希望するためD等級とする
工業	745点	8点	753点	2,500万円	不可	C	総合点数753点はB等級に相当するが、完成工事高がB等級基準を満たさないため、C等級とする

主観点の加点により等級が上位に格付けされる

経営事項審査における2年又は3年の平均完工高

格付け基準を満たさない場合は昇級不可

客観点 = 総合評定値、主観点 = 発注者別評価点

上記の格付けイメージの事業者はいずれも、主観点の加点により等級が上位に格付けされます。例えば「〇〇建設」の客観点 790 点は B 等級に相当しますが、主観点 14 点を加えた総合点数 804 点は A 等級に相当します。

このような場合、「〇〇建設」は残留措置を希望することができます。残留措置を適用することにより、「〇〇建設」は 804 点でありながら B 等級として名簿に登録されるため、これまで通り B 等級相当の工事の入札参加が可能となります。

なお、総合点数だけでなく、経営事項審査の完成工事高も各等級の格付け要件となります。例えば「工業」の総合点数 753 点は B 等級に相当しますが、完成工事高 2,500 万円は B 等級の要件を満たしていないため、「工業」は C 等級として名簿に登録されます。各等級の格付け要件については、別紙「格付け基準」をご参照ください。

<残留措置の適用対象外となるケース>

土木一式工事の場合

事業者名	客観点	主観点	総合点数	完成工事高	残留措置希望	等級	備考
●●建設	820点	15点	835点	8,000万円	対象外	A	主観点の加点に関わらず A 等級であるため、残留措置の対象外。A 等級とする。
▲▲土建	760点	10点	770点	5,000万円	対象外	B	主観点の加点に関わらず B 等級であるため、残留措置の対象外。B 等級とする。

●●建設は A 等級に相当
▲▲土建は B 等級に相当

主観点を加えても、等級の変動には影響しない

この場合は、残留措置適用の対象外となります

上記のように、残留措置の対象外となる場合は申請ができません。